

●問い合わせ先 環境衛生課 ☎248-1202

10月診療分から、健康保険証の種類にかかわらず、こども医療費受給者証が県内の医療機関で使えるようになります。

県内で使える受給者証

県内の医療機関を外来で受診する場合は、原則、医療費の窓口払いが不要になります。

※一部医療機関(整骨院など)で、受給者証が使えない場合もあります。その場合は後日市へ請求してください。

窓口負担が必要なとき

- 一度窓口で支払い、後日市へ請求書を提出する必要があります。
- 入院
- 外来で1カ月の一部負担金額が2万1千円を超えたとき
- 県外の医療機関を受診したとき
- 受給者証を提示しなかったとき
- 受給者証の内容に変更があるとき

受給者証の送付

新しい受給者証は、9月中に対象者へ郵送します。

10月診療分から

こども医療費窓口負担無料化はじまります

●問い合わせ先 子育て支援課 子ども家庭班 ☎(248)1162

樹木を所有している皆さんへ

道路に張り出した木は剪定などをお願いします

●問い合わせ先 建設課 維持管理班 ☎(248)2345

道路に木の枝などが張り出し、通行しにくくなっている場所が見られます。樹木の管理不足が原因で事故が起きることがあります。道路へ張り出している部分は剪定をするなど、道路の安全確保にご協力をお願いします。

普段の管理と併せて、強風や大雨の時は特にご注意ください。※国道・県道については県にお問い合わせください。

- 県北広域本部 維持管理課 ☎0968(25)2167
- 道路緊急ダイヤル(24時間) #9910

狂犬病予防注射は動物病院でお願いします

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合注射は中止しますが、法律により飼い犬に年1回の狂犬病予防注射をする義務があります。

今年度は個別に動物病院で接種してください。

接種後に動物病院から発行された注射済証を持って、市窓口のいずれかで注射済票の交付を受ける必要があります。

▼接種場所 各動物病院
接種料金は各動物病院にお尋ねください。

▼注射済票交付場所
市窓口のいずれか
交付手数料 500円



注射済票は必ず犬に着ける

犬の登録はお済みですか

犬を飼育している人は、法律に

より、次のとおり登録の届け出が必要です。

- ▼対象期間①
 - ・生後90日以内の子犬
 - ・生後90日を過ぎた日から30日以内に届け出てください。
- ▼対象期間②
 - ・生後91日以上の子犬
 - ・飼い始めた日から30日以内に届け出てください。

犬を登録していない人は、必ず届け出て鑑札の交付を受けてください。

▼登録場所 市窓口のいずれか
登録手数料 3,000円



鑑札は必ず犬に着ける

住所・飼い主は変わっていませんか

登録済みの犬で、犬の所有者氏名、住所などを変更したときは、届出が必要です。

▼対象期間
変更した日から30日以内

▼申請場所 市窓口のいずれか

こんにちは

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 消費生活センター(総務課内) ☎248-5442
相談受付時間 平日 午前10時~午後4時

住宅修理に保険金が使えると勧誘するリフォーム事業者

相談事例1

保険適用で住宅修理ができると書かれたチラシがポストに入っていた。数日後、業者が訪問し「台風で雨どいがゆがんだ事にして、保険申請してあげる。手数料を三割もうらう」と言ってきた。

(70歳代 男性)

相談事例2

近所で屋根修理をしているという男性が訪れ「天井から音がしませんか。お宅の屋根の板金がはがれて浮いているのが見えた。屋根に上がって写真を撮っておきます。火災保険に入っているなら保険で修理できます」と言われた。保険が下り、サポート手数料を払ったが、何度催促しても修理に来てくれない。

(60歳代 女性)

アドバイス

自己負担なく、保険金で修理ができるかと勧誘を受けても、すぐに契約

しないようにしましょう。修理費用が保険金額で取まるのか、保険の適用になるのかも勧誘時点では分かりません。

損害保険では、自然災害などの事故によって建物などに生じた被害を対象とし、建物の経年劣化による損傷は原則補償の対象になりません。まずは保険金が支払われるのかどうかを、ご自身で保険会社や代理店に確認しましょう。

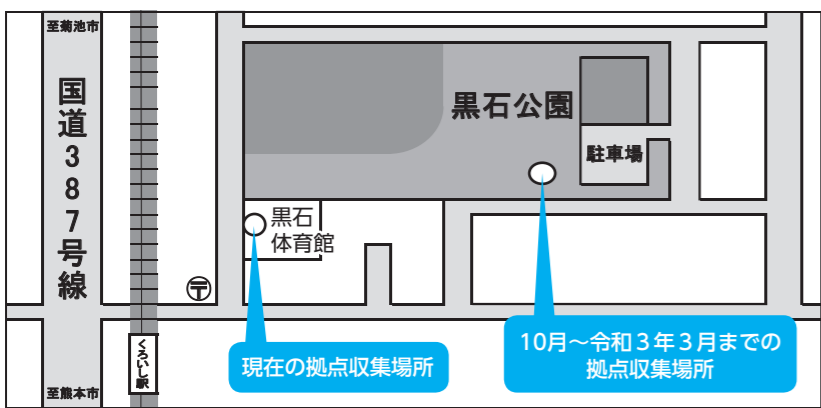
サポート手数料は損害保険の補償の対象になりません。保険金で全てまかなおうとすると、見積もり通りの修理がなされなかったり、さまざまな作業内容だったなどのトラブルにつながることもあります。

信頼できる事業者であっても契約書面を交付してもらい、十分な説明を受けましょう。修理が必要ないと思ったらきっぱりと断ることが大切です。

訪問してきた事業者と契約した場合はクーリング・オフの対象になる場ターへ相談しましょう。

工事の間、資源物1と廃蛍光管の拠点収集場所を移転します

旧黒石市民センターの解体及び黒石体育館の改修工事に伴い、10月から令和3年3月までの間、資源物1、廃蛍光管の拠点収集場所を黒石公園駐車場(左図)に移転します。



※市窓口

市役所環境衛生課、西合志総合窓口、泉ヶ丘支所、須屋支所